

京都市告示第338号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成29年 9月12日

京都市長 門川 大作

- 1 道路の種類 府道  
 供用開始の期日 告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
大津宇治線	伏見区醍醐中山町11番地の3地先内	旧	メートル 21.90	メートル 18.30 ~20.20
		新	21.90	16.01 ~16.15

- 2 道路の種類 市道  
 供用開始の期日 告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
醍醐経76号線	伏見区醍醐中山町11番地の3地先内	旧	メートル 21.90	メートル 18.30 ~20.20
		新	21.90	16.01 ~16.15

(建設局土木管理部道路明示課)